

2023年11月吉日

お客様各位

適格請求書発行事業者登録番号のご通知について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入
税額控除の方法として、適格請求書等保
存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に
申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が
交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。
弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知させていただきますので、
今後とも弊社をお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社登録番号 T6810656818325

以上